



## Pickup Law News

## 働き方改革の余波？労働基準監督の調査が増える！？

### はじめに

今年3月、「働き方改革実行計画」が決定され、罰則付きの時間外労働の上限を導入する労働基準法改正法案が提出されることになっていることをご存知でしょうか。



法律による規制を更に強めようとする大きな変化の中で、労働基準監督署における監督指導の役割もさらに重要性が増しています。

しかし、現在、労働基準監督官は、人手不足の状態です。労働基準法違反への監督指導が困難な状況にあります。

そこで、今年の5月、規制改革推進会議で、労働基準監督業務の民間委託が提言され、来年度から実施されることになりました。

### なぜ民間委託なのか？

日本全国には現在約412万の事業場があるとされています。

では、これらの事業場を監督指導する労働基準監督官は何名いるのでしょうか。

平成28年度の時点で、3,241名です。

年々増加傾向にあるとは言え、全国の事業場を網羅的に調査するには極めて数が少ないと言わざるを得ません。

実際、昨年度、労働基準監督官が定期監督等を

実施した事業場数は、約13万件と、全事業場数の約3%に過ぎないのです。（因みに、この3%のうち、製造業や建設業などの工業系が中心です。）

そこで、この人手不足を民間委託によってカバーしようという動きになったのです。

この数字を見て、「まさか自分の会社に労基署が来るわけがない・・・」そう思われる方もいらっしゃるでしょう。

しかし、そうも言ってもらえない時代がすぐそばまで来ています。

### 民間委託による影響は？

今回、民間へ委託される業務の対象は、36（サブロク）協定未届事業場に対する調査、指導です。



具体的には、民間の受託者が、36協定未届事業場への自主点検票等（36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等）の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、**同意を得られた場合**に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施します。

労働基準監督官は、**これらに応じなかった事業場**、及び、**確認の結果、問題があった事業場**に、必要な監督指導を実施します。

民間の受託者は、労働基準監督官が有する強

制捜査権限等は付与されておらず、あくまで監督官業務の補助を行います。

この点から民間の受託者による指導等がどの程度通用するのかなど、その実効性の点に疑問がない訳でもありません。

しかし、確実に言えることは、**従来、全事業場のうち 3%にしか及んでいなかった労働基準監督の手が、民間の受託者の手によって一気に拡大する**ということです。

今こそ、自分の会社の労務関係をしっかりと見直すべき時ではないでしょうか。

皆さんも最低限以下の点はチェックしておきましょう。

## 36 協定のチェックポイント

### ●そもそも 36 協定とは

労働基準法では、労働者の労働時間の上限を 1 日 8 時間、週 40 時間と定めています（法定労働時間）。

この法定労働時間を超えて、労働者に労働をさせるためには、使用者は、事業場の労使協定を締結し、それを行政官庁（労基署）に届け出なければなりません。

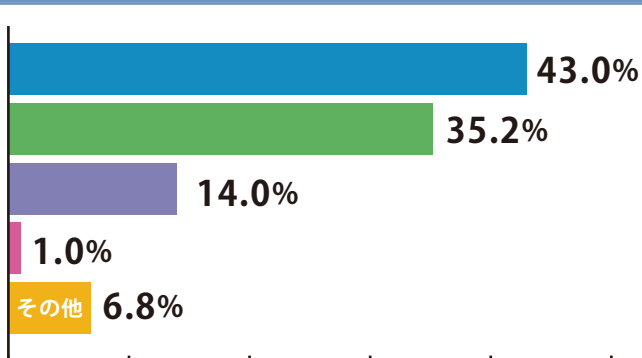
これがいわゆる **36 協定** です。

### Check Point ①

#### 労働者に時間外・休日労働を課していますか？

ここに厚生労働省の興味深いデータがあります。

#### 36 協定を締結していない事業場における不締結の理由



■ 時間外労働・休日労働がない  
■ 時間外労働・休日労働に関する労使協定の存在を知らなかった  
■ 時間外労働・休日労働に関する労使協定の締結・届出を失念した  
■ 就業規則等で規定を設けるのみで十分と思っていた

このデータからわかるとおり、約半数の事業場において 36 協定の不認識、または誤った理解があることがわかります。

基本的な知識を正確に理解しておく必要があります。

まずは、時間外労働等を労働者に課す場合は、36 協定が必要になることを覚えてください。

### Check Point ②

#### 労使間での合意は書面でなされていますか？

次に、36 協定は労使協定ですから、労働者側の合意も必要になります。



その際注意すべきは、労働者の誰と合意する必要があるのかです。

従業員の中からランダムに選んだ 1 名と締結しても無効になります。

「**労働者の過半数で組織する労働組合**」または「**労働者の過半数を代表する者**」との間で締結する必要があります。

また、**必要事項を記載した書面**で行う必要もあります。

### Check Point ③

#### 労働基準監督署長への届出は行っていますか？

最後に、届出を忘れずに。

上記データからもわかるとおり、届出を失念している事業場も相当数あります。

## さいごに

先日、電通の社長の公判が開かれましたが、実はその中で、電通が締結していた 36 協定は、法律の要件を満たしておらず無効であったことが指摘されています。

電通という大企業であってもこのようなことがあるのです。

「働き方改革」が推進されている昨今、労務に関

し、企業に対して要求されるものは益々増えてきます。

もちろん、それは労働者が働きやすい環境を作るためにも必要なものです。

そして、労働者が気持ちよく働ける環境を整備することで、企業としての大きな発展にも繋がると思います。



しかし、全てのことを経営者が一人で行うことは非常に大変です。

そんな時こそ、一人で抱え込まず、我々弁護士を利用してみてはいかがでしょうか。

●すでに 36 協定を締結しているが、法律上有効なのだろうか・・・

●これから 36 協定を締結するがどうすればいいのだろうか・・・

どんな悩みでも結構です。

一度ご相談ください。

また、労基署からの指導が必ずしも法的に正しいとは限らない事例も存在します。

そのような場合は、弁護士が労基署に同行することにより適切な対応をすることもできます。

労基署対応についても一度ご相談ください。



弁護士 山口真彦

福岡県出身。約 4 年間の社会人経験後を経て弁護士登録。資格試験予備校で講師業をしており、講演活動やセミナーのご要望がありましたらお申し付けください。

Lawyer's Column

## ドライブレコーダー設置のススメ

### はじめに

交通事故事件を取り扱っていると、「**コレさえあったらもっと有利に事件解決ができるのに…**」と思うものがあります。

### ・ 弁護士費用特約

弁護士費用を支払うことを考えると経済的なメリットがない事件（弁護士費用>賠償金増額分）でも、コレさえあれば弁護士に原則無料で依頼が可能です。

### ・ 人身傷害保険

被害者に過失が大きい事故では、人身傷害保険で被害者過失部分を回収できるため、コレさえあれば結果として損害の全額補填が可能です。

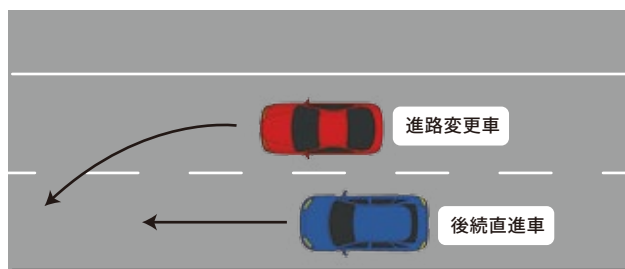
### ・ ドライブレコーダー

本コラムでは、私がドライブレコーダーの設置をオススメする理由をご説明します。

### 過失割合確定の方法

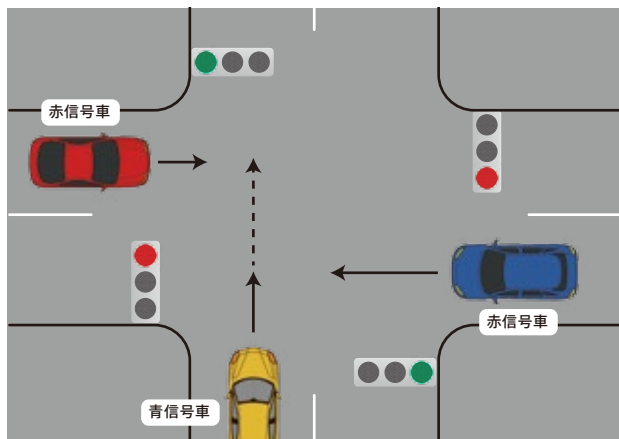
一般的に、交通事故の過失割合は、別冊判例タイムズ 38 という書籍を用いて検討します。この書籍には事故態様ごとに基本的な過失割合が設定され、これに過失を増減させる修正要素というものが記載されています。

たとえば、四輪車 2 台が同方向に進行していたところ、先行する四輪車が進路変更し、後続する四輪車の進路と重なって衝突した場合の基本過失割合は先行車：後続車=70：30 です。



そして、先行車がウinker無しで進路変更した場合は、修正要素「合図なし」として後続車の過失が 20 減じられ、先行車：後続車=90：10 の過失割合になります。

また、青信号で交差点に入った際、左から車が突っ込んできた場合、相手が赤信号になるため、青信号で進行した車の過失は0です。



この法律判断は難しい話ではありません。

問題は、「ウinker無く進路変更した」「相手が赤信号で交差点進入した＝自分は青信号で進入した」という事実を**主張する側が証明しなければならない**点です。

## 事実の立証の難しさ

過失割合で大いに揉めるのは、この「ウinkerを出したか否か」、「どちらの信号が青だったか」という事実について、双方の主張が対立するときです。

「ウinkerの有無」でいうならば、先行車は「ウinkerを出した」と主張しますし、一般的にウinkerは出すものなので、他に証拠がなければ「(たぶん)ウinkerは出していた」ということで過失割合は70：30のままです。

また、双方が青信号主張の場合は0：100なのか100：0なのかの争いになるので、裁判を起こし、双方の尋問まで進むことが多いです。

それでも決め手に欠ける場合、ざっくりと50：50といった和解案が裁判所から出されることもあります。

これらの結末が被害者の考える真実と異なると、やはり受け入れがたい、悔しい思いをされることになります。

## ドライブレコーダーがあれば…

この問題の大部分を解決してくれるのがドラ

イブレコーダーです。

「**ドラレコにばっちり映ってますよ**」の一言で事実に関する争いが終わります。

これにより、過失割合という一つの争点が消え、休業損害や逸失利益、慰謝料などの損害額に主張立証を集中させることができ、結果として事件の解決も早まります。

ドライブレコーダーがなければ裁判所で尋問を受けなければならなかった事件が、速やかに示談で終わるかもしれないのです。

## 終わりに

弁護士費用特約、人身傷害保険、ドライブレコーダーのことを、個人的に「交通事故三種の神器」と呼んでいます。

それくらい、**これらは重要な武器**になるので

か。かくいう私も交通事故三種の神器を備えており、ドライブレコーダーは自動車用品店で本体1万5,000円、工賃5,000円程度でした。

GPSがついていると走行速度も記録されるのでより証拠として使いやすいです。

自分に不利な映像も映りますが、私はこれをつけてからより安全運転になりました。

**ドライブレコーダーに2万円支払うのを高いと見るか安いと見るか。**

日々交通事故の損害賠償額を見ている私からすれば、いざ事故に遭って失うかもしれない過失割合分（軽傷のときでも数十万円分くらいになります）を考えると決して高いものではないと思います。

また、保険会社によってはGPS付ドライブレコーダー貸出しの特約を新たに発売したところもあります。

**自分の身を守るのは、最終的に自分の備えです。**

交通事故を多く扱う弁護士だからこそ、私はドライブレコーダー設置を本気でオススメします。

**文責：弁護士 櫻井正弘**

## たくみの日常～たくみ法律事務所の夏合宿（後編）

先月号に引き続き、たくみ法律事務所の夏合宿の様子についてお話ししたいと思います。  
今回は合宿のお楽しみ部分、懇親会やBBQの様子です。

合宿初日、夕方まで会議ののち夕食を済ませ、二次会がスタートしました。

一部屋に全員が集まり、トランプ大会を行いました。

もちろん罰ゲーム付きです！

絶対に負けられないと意気込んで臨んだので、白熱した戦いになりました。

罰ゲームでは、いつも真面目に仕事に取り組んでいらっしゃる先生方の恥ずかしい話を聞けたり、一発芸を見せていただけたりと、いつもとは違った一面を見ることができました。

弁護士の先生2名がお笑いのコントを見せてくださったことが、特に印象に残っています。

完成度の高いコントを披露していただき、笑いの絶えないとても楽しい二次会でした！



そして2日目。

午前中に会議を済ませた後、午後からは志賀島から場所を少し移動し、ルイガンズでBBQを行いました。

天気にも恵まれ、絶好のBBQ日和でした。

青い空と青い海を背景に乾杯をした後は、たくさんのお肉を焼いて、好きなだけ食べて飲んでしゃいで笑って・・・

あっという間に時間が過ぎてしまいました！

1泊2日という短い時間でしたが、中身の濃い充実した2日間でした。

気分もリフレッシュでき、仕事への意欲もますます向上しました。

この合宿で学んだことと楽しかった思い出を胸に、依頼者の方やお客様への最高のサービスができるよう、これからも仕事に励んで参りたいと思います！



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル 10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

・西鉄福岡駅(天神)：徒歩5分

MAP



このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）